



新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

概要

新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ介護サービスの継続に努めていただいている介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対し、次のとおり慰労金を支給します。

(1) 利用者に感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所^{※1}に勤務し、利用者と接する^{※2}職員^{※3}

① (通所・施設系)感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合

20万円

② ①以外の場合

5万円

(2) (1)以外の施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員

5万円

- ※1 介護保険の全サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）が対象です。
- ※2 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。
- ※3 **対象期間 (R2.3.3~R2.6.30) に10日以上勤務**（有給休暇や育休等、実質勤務していない日は除く。）した方が対象です。施設・事業所等で直接雇用されていた方だけでなく、派遣契約や業務委託として働いていた方も含まれます。

申請方法

- ◎申請は、大分県のホームページから**原則電子申請**で行ってください。
- ◎支給対象となる職員の情報を「**新型コロナウイルス感染症従事者慰労金 申請者一覧**（以下「**申請者一覧**」という。）【**直接雇用者分**】」に事業所・施設単位でとりまとめ、**電子申請をする際に添付**してください。
- ◎支給対象者から「**慰労金代理申請委任状**」を提出してもらい、**保管**しておいてください。
- ※申請者一覧・委任状の様式は、大分県のホームページからダウンロードしてください。
- ※申請の際は、電子申請画面の申請区分の設問で「**直接雇用者分**」を選択してください。

手順

①対象者の把握	②金額の確認	③受領の意思確認	④申請者一覧作成	⑤簡易申請手続
対象となる職員を確認する。	支給金額を確認する。	対象者全員に受領の意思確認を行う。 受領希望の職員から委任状をもらう。	「申請者一覧」を各事業所・施設ごとに作成する。	電子申請画面から慰労金受給申請の入力を行う。



間接雇用者（派遣労働者・業務受託者の労働者）で支給対象となる方がいる場合

- ・介護事業所・施設等から、**直接雇用**している職員分とは別に申請してください。
- ・対象となる派遣業者・委託業者等に「**申請者一覧【間接雇用者分】**」と「**誓約書**」を提出してもらい、電子申請する際に**添付**してください。
- ・上記業者を通じて支給対象者から**委任状**を提出してもらい、**保管**しておいてください。
- ・申請の際は、電子申請画面の申請区分の設問で「**間接雇用者分**」を選択してください。
- ※申請者一覧・誓約書・委任状の様式は、大分県のホームページからダウンロードしてください。

感染症対策等支援金



概要

(1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等^{*}に対し、その経費を助成します。

^{*} 介護保険の全サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護・軽費老人ホーム、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型・通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）

◆対象経費

例) 衛生用品等の物品購入費、感染防止のための増員等に係る追加的人件費、外部専門家等による研修実施費、研修の受講等に要する旅費・宿泊費、受講費用
感染発生時の対応や衛生用品の保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置 等

◆助成上限額

サービス類型毎に設定

例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

^{*}詳しくは別紙3をご参照ください。

(2) 介護サービス再開に向けた取組への支援

令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者に対する利用再開の働きかけや感染防止のための環境整備に取り組んだ在宅サービス事業所^{*}に対し、その経費を助成します。

^{*} 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所

①在宅サービス利用中止中の利用者への再開支援への助成

◆支援対象

サービスの利用を中止している利用者^{*1}に対し、在宅サービス事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員で連携した上で、電話や訪問により健康状態や希望するサービスの確認^{*2}を行い、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等を行った、在宅サービス事業所と居宅介護支援事業所（実際にサービス再開につながったかどうかは問いません。）

^{*1} 当該事業所を利用していた利用者で、過去1ヶ月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者（利用終了者を除きます。）

^{*2} 1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

◆支援額 電話：1,500円、訪問：3,000円（1利用者につき1回まで）

^{*}詳しくは別紙4をご参照ください。

②在宅サービス事業所における環境整備への助成

◆対象経費

「3密」を避けてサービス提供を行うための環境整備に要する費用等

例) 長机、飛沫防止パネル、感染防止のための内装改修費、タブレット等のICT機器 等

◆助成上限額 20万円 ^{*}詳しくは別紙4をご参照ください。

申請方法

支援金の申請方法等詳細な内容については、令和2年7月31日（金）に大分県ホームページ等でお知らせする予定です。もうしばらくお待ちください。